

社会福祉法人三山黎明会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人三山黎明会の役員及び外部委員、評議員等の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 外部委員とは、第三者委員、評議員選任・解任委員等、法人より業務を委嘱された者をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 役員又は評議員等が、理事会又は評議員会に出席した場合は、別表「役員等報酬支払表」により、一人あたり各年度の総額が100,000円を超えない範囲で報酬を算定し支給する。

2 年額とは、毎年4月1日から翌年3月末までに支払う報酬のことをいう。

（外部委員への勤務報酬等）

第4条 外部委員が、当法人が開催する会議等へ参加した場合は、別表「役員等報酬支払表」により報酬を算定し支給する。

（旅費）

第5条 役員及び評議員が、業務により出張するときは、別に定める「旅費規程」を参考にして、費用の一部又は全額を支給できるものとする。

2 旅費等は原則として、会議等への参加受付時に支払うこととするが、前項の出張にかかる必要経費については、事前に概算額を支払い出張終了後精算することができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表

（1）役員等報酬支払表

項 目	非常勤役員等 (役員・評議員・外部 委員等)	職員を兼務する役員等	
		出勤日の場合	休日の場合
会議等への参加した場合	4,000円	なし	4,000円

会議が正午を挟む時は、昼食を用意し提供する。